

市立豊中病院バイタル測定機器連携システムの 導入に係るプロポーザル募集要項

令和3年（2021年）6月25日

市立豊中病院

目次

第1章 概要.....	3
1.1 実施目的.....	3
1.2 案件の内容等	3
1.3 公募型プロポーザル参加事業者.....	3
1.4 参加要件.....	3
1.5 提案価格.....	5
1.6 実施スケジュール	5
1.7 担当窓口（問い合わせ先）	6
第2章 提出書類	6
2.1 事前提出書類	6
2.2 企画提案書類	7
2.3 質問.....	8
第3章 プレゼンテーション.....	8
3.1 プレゼンテーション.....	8
第4章 選定方法及び契約方法.....	9
4.1 選定方法.....	9
4.2 審査及び評価対象	9
4.3 選定結果の通知.....	9
4.4 選考結果の公表.....	9
4.5 契約の締結.....	10
第5章 その他.....	10
5.1 その他事項.....	10
5.2 遵守事項.....	11
5.3 データ資料.....	11

第1章 概要

1.1 実施目的

本実施要領は、市立豊中病院バイタル機器連携システムの導入を担う事業者を公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために、必要な事項を定めたものである。

提案者は、本募集要項を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出するものとする。なお、本募集要項と併せて配布する市立豊中病院バイタル測定機器連携システム導入の仕様要件及び企画提案依頼書、その他の書類等を含めて、以下「実施要領等」とする。

1.2 案件の内容等

(1) 情報システム名

市立豊中病院バイタル測定機器連携システム

(2) 業務仕様詳細

「市立豊中病院バイタル測定機器連携システム導入の仕様要件及び企画提案依頼書」

(3) 構築期間

仮稼動日：令和3年(2021年)12月1日から

※ただし、令和3年(2021年)11月下旬から受入テストを兼ねたテスト運用開始予定

納品日：令和3年(2021年)12月28日まで。ただし年末休日等を除く。

運用期間：令和4年(2022年)1月1日から概ね5年間

運用期間の経費（保守経費及びランニングコスト）については、別途、契約するものとする。

なお、提案者の構築スケジュールと、本院の予定する構築スケジュールに差異がある場合は、双方協議により期間の変更等は有り得るものとする。

1.3 公募型プロポーザル参加事業者

「1.4 参加要件」に基づき、公募型プロポーザル参加事業者を募集するものとする。

1.4 参加要件

参加事業者は次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 企画提案書等の提出期限時点において豊中市入札参加資格を有すること。ただし、豊中市入札参加資格がない場合において、第一優先交渉者となった場合には、契約締結までに入札参加資格審査申込をすることとし、この申込の結果、入札参加資格がないと判断された場合は、優先交渉権を失うこと。

(2) 令和3年(2021年)4月より遡って3年間の間に、300床以上の施設への通信機能付きのバイタル測定機器の導入実績が1施設以上ある提案が望ましいこと。

- (3) バイタル測定機器連携システム等の構築及び調達（マルチベンダー方式）並びにシステム構築に必要な機器調達及び付帯工事、稼働後の運用管理等を一括で請け負うことができるシステムインテグレーション※能力があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 豊中市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 豊中市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 条）第 381 条第 1 項（会社の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (8) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画許可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

※ システムインテグレーション

顧客の業務内容を分析し、問題に合わせた情報システムの企画、構築、運用等を一括して行う

こと。システムの企画・立案からプログラムの開発、必要なハードウェア・ソフトウェアの選定・導入、完成したシステムの保守・管理までを総合的に行うことをいう。

1.5 提案価格

提案上限額 19,000 千円（消費税及び地方消費税込み）

※ 運用期間中に係る費用（運用・保守等費用）について別途参考見積書を提出すること。

提案価格は、価格内で構築可能で実現性を伴うものであることとし、パッケージシステムを活用又は改修を行うことにより、仕様要件を実現するために必要な費用を含めた上で見積書に記載すること。

提示された見積金額は、選定上の価格評価に使用する。また、トータルコストパフォーマンスの観点から運用期間中に係る費用（今回、提案する情報システムに関する運用・保守費目や当院既存の情報システム（電子カルテシステム等）に追加発生する保守費用）の参考見積額も評価の対象とする。なお、今後の打合せにおいて生じる経費も今回提案した見積金額の中に含めること。

契約に必要となる正式な見積書は、業者選定後に改めて提出を依頼することとする。

1.6 実施スケジュール

手続き等の実施スケジュールは以下に示す。なお、下記スケジュールは予定であるため、変更が生じる場合には、事前に連絡をする。

項目	日程
実施要領等の公表（提案参加申込書データを病院ホームページに掲載）	令和3年(2021年)6月25日(金)
質問事項の受付期限（電子メール）	令和3年(2021年)7月2日(金)午後5時まで
質問事項の回答（電子メール）	随時 最終回答：令和3年(2021年)7月9日(金)
企画提案書等の提出期限（持参、郵送）	令和3年(2021年)7月16日(金)午後5時まで
参加資格の確認（書類審査） ※参加事業者が4社以下は書類審査、5社以上の場合は第1次審査を行う。	令和3年(2021年)7月21日(水)予定
確認結果通知（書類審査）（持参、郵送）	
第1次審査結果通知（郵送、メール） ※第1次審査を実施した場合のみ	令和3年(2021年)7月26日(月)
第2次審査（プレゼンテーション）実施通知（郵送、メール）	
第2次審査（プレゼンテーション）	令和3年(2021年)8月6日(金)予定
審査結果通知（郵送、メール）	令和3年(2021年)8月10日(火)
契約交渉期間	令和3年(2021年)8月10日(火)から8月20日(金)
契約日（予定日）	令和3年(2021年)8月下旬頃予定

1.7 担当窓口（問い合わせ先）

〒560-8565 豊中市柴原町4丁目14番1号
市立豊中病院 医療情報室
担当者：情報システム係
TEL：06-6843-0101
E-Mail:info@chp.toyonaka.osaka.jp

第2章 提出書類

2.1 事前提出書類

2.1.1 参加申し込みに関するもの

(1) 提出書類

- ① 様式1 提案参加申込書
- ② 様式2 誓約書
- ③ 様式3 会社概要
- ④ 様式4 業務経歴書
- ⑤ 様式5 業務実施体制
- ⑥ 様式6 管理技術者及び担当技術者の業務実績
- ⑦ 様式7 入札参加停止措置等状況調書
- ⑧ 様式8 業務協力会社体制（役割分担）予定
- ⑨ 様式9 質問書
- ⑩ 様式10 辞退届
- ⑪ 様式11-1 見積書及び様式11-2 見積書
- ⑫ 様式12 仕様要件回答書
- ⑬ 様式13 機密情報に関する誓約書
- ⑭ 企画提案書

(2) 提出期限：令和3年(2021年)7月16日（金）午後5時まで

(3) 提出部数：各15部（15部のうち14部は複写可）

なお見積書については正本1部に契約権限受任者印を押印すること。また、各提出書類の電子データを格納した記録媒体（DVD-R）1枚を提出すること。

(4) 提出先：「1.7 担当窓口(問い合わせ先)」と同じ。

(5) 提出方法：持参又は郵送

ただし、郵送の場合は提出期限までに到達したものに限り。また、郵送の場合は必ず到達したことを電話で「1.7 担当窓口」に確認すること。

(6) 調製要領：提出書類は①～⑭のインデックスを付け、フラットファイルに綴じること。なおフラットファイルには表題、背表紙をつけること。

2.1.2 その他の提出資料

提出後、参加を辞退する場合は、様式 10「辞退届」を提出すること。

※提出期限：令和 3 年(2021 年)7 月 21 日（水）午後 5 時

2.2 企画提案書類

2.2.1 企画提案書の記載要領

- (1) 公正かつ公平な方法で内容比較を行うため、企画提案依頼書の目次に基づいた順序・項目ごとに章立てをして作成すること。
- (2) 日本語の文章とし、難解な技術用語の使用は極力避け、平易な文章とすること。
- (3) 原則、日本工業規格 A 版の用紙を用いて両面印刷とすること。
- (4) 図は、原則、文章の補助として用いること。
- (5) ページ番号を付すこと。
- (6) 総ページ数は、表紙、目次を含めて 100 ページ以内とすること。（仕様要件回答書を除く。）なお、中表紙を使用する場合は、中表紙は総ページ数には含めない。

2.2.2 見積書の記載要領

(1) 提出様式

様式 11 見積書

(2) 記載内容

様式 11-1 には構築期間中に要する費用、新システムの運用に必要となる機器等の費用を記載すること。様式 11-2 には、5 年後の更新を見込んだうえで 5 年間の費用を記載すること。なお、見積金額の内訳については、各費用が分かるようにした上、任意の様式にて別途提出すること。（“一式”など一括金額を計上する方法で中身が見えない記載方法としないこと。）なお、様式 11-2 の内容があまりにも不明確であるとき、または明確に計上すべき費用が記載されていないときは重大な不備があると判断し、評価の対象から除外する場合がある。

(3) 消費税について

本システム導入に関する契約締結日は令和 3 年(2021 年) 8 月を想定している。したがって、構築期間中に係る費用については、税率を「10%」として記載すること。

2.2.3 仕様要件回答書の記載要領

(1) 提出様式

様式 12 仕様要件回答書

(2) 記載方法

各要件について、事業者回答欄に実現方法を回答すること。

カスタマイズ及び代替案による対応の場合は、実現方法についての詳細を備考欄へ記載すること。全てのファイルのフッター（右側）に事業者名を記載すること。

※原則、事業者側でパッケージシステムの運用で提案できない場合に限り回答することとし、運用上支障があると判断したものを前提として回答すること。なお、仕様要件及び企画提案依頼書記載の背景を十分に考慮したうえでカスタマイズ・代替案の対応を提示すること。

※2 カスタマイズ・代替案による場合で費用が発生する場合は、それにかかるコストについて、様式 12 仕様要件回答書の備考欄に明記するとともに、見積書の構築費用及び保守運用費用に明細を付して必要額を明記すること。

2.3 質問

質問がある場合は、以下の対応とする。

- (1) 提出書類：質問書（様式 9）
- (2) 提出期限：令和 3 年(2021 年)7 月 2 日（金）午後 5 時までとし、随時受け付ける。
- (3) 提出方法：電子メールによる。（電話・FAX による質問は受け付けない。）
メールアドレス info@chp.toyonaka.osaka.jp
件名「システム選定質問」とし、質問の要旨を簡潔に記入すること。
- (4) 提出先：「1.7 担当窓口(問い合わせ先)」と同じ。
- (5) 回答方法：随時。全ての参加申込者宛てに電子メールにて行う。
最終回答は、令和 3 年(2021 年)7 月 9 日（金）

第 3 章 プレゼンテーション

3.1 プレゼンテーション

提案者には、「プレゼンテーション」の実施についての案内を通知する。

提案者 1 社につき概ね 45 分を割り当てるので、以下の内容にて実施すること。

- (1) 日時：令和 3 年(2021 年)8 月 6 日（金）予定
- (2) 場所：市立豊中病院 管理棟 5 階講堂（参加者に対し別途通知する）
時間：① プレゼンテーション・デモンストレーション（概ね 30 分）
② 質疑応答（概ね 15 分）
- (3) 留意事項
 - ① 新型コロナウイルス感染症の拡大状況次第では、オンラインでの実施に変更する等、予定と異なる方法や制限を設けた方法で実施する可能性がある。
 - ② 来院時には検温、マスク着用、手指消毒を行うこと。
 - ③ プレゼンテーションおよびデモンストレーション（以下「プレゼンテーション等」という）の参加者は、補助者を含めて 3 名までとする。
 - ④ プレゼンテーション等で提案者が説明する内容は、企画提案書にて提示した内容・製品であること。
 - ⑤ プレゼンテーション等に使用する機材等は、当日提案者が手配すること。
 - ⑥ プレゼンテーション等は構築時の従事者のうちで中心的な役割を占める者が実施すること。
 - ⑦ デモンストレーションの内容は、バイタル測定機器連携システムの使用方法、データ連携、業務改善につながる機能、将来の拡張性等について披露すること。
 - ⑧ プレゼンテーション等の実施は非公開とする。
 - ⑨ 欠席をした場合は、本件にかかる審査、評価から除外する。

第4章 選定方法及び契約方法

4.1 選定方法

本院選定委員会は、基本仕様書に基づいて提出された企画提案書類一式及びプレゼンテーションの内容及び価格について、審査、評価を行う。

本院選定委員会は、総合的に最も優れた内容の提案を行った事業者をシステム構築に係る「優先契約候補事業者」として決定する。

審査基準等に関する詳細は、本院選定委員会において定める。なお、採点の方法や内容についての問い合わせには一切応じない。

4.2 審査及び評価対象

企画提案書にかかるプレゼンテーション等を実施した後、下記の評価項目により評価を行い、評価点数（合計点数）の最も高い提案者を優先契約候補事業者として選定する。なお、単独応募であっても採点を行うこととする。ただし、価格点を除く採点結果の合計点が配点の60%未満の場合、全体の採点結果の合計点が配点の50%未満の場合のいずれかに該当する場合は、単独応募又は相対順位が1位の場合であっても優先契約候補事業者とはしない。

(1) 仕様点（30%）

バイタル測定機器連携システムに求める仕様要件について、仕様要件回答書へ記載された内容を確認し、審査・評価を行う。

(2) 評価点（35%）

プレゼンテーション等により提案された内容が本院の事務運営に寄与・貢献するかを判断することによって審査・評価を行う。特に、市立豊中病院バイタル測定機器連携システム導入の仕様要件及び企画提案依頼書の4つの重点項目に対する取り組み、保守体制、独自の提案についての評価を行う。

(3) その他（5%）

主に提出書類により経営状況やスケジュール、実施体制等の内容を確認し、審査・評価を行う。

(4) 価格点（30%）

提出された見積書に基づいて審査・評価を行う。

4.3 選定結果の通知

プロポーザルに参加した事業者のうち、優先契約候補事業者については、「選考結果通知書」を送付する。それ以外の事業者については、電子メールにより選考順位を通知する。なお、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

4.4 選考結果の公表

選考結果の通知後、本院ホームページ等において結果を公表する。公表内容は次のとおりとする。

- ① 優先契約候補事業者名、評価点及び選定理由
- ② 全参加者名
- ③ 全参加者の評価点

参加が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しない。

②と③の関連は明らかにしない。

4.5 契約の締結

提案の内容と本院の意向について契約交渉を行った上、合意（予算の範囲内で適正な業務が行えると判断される場合）が得られた時点で随意契約による契約を行う。ただし、この交渉が不調に終わったときは、次の順位の提案者を優先契約候補事業者とし同様の交渉を行うこととする。

交渉は本院で行うことを想定しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況次第では、オンラインで実施する可能性がある。また、契約は以下の条件で行うものとする。

- (1) 企画提案作業の過程で本院が得た情報等については、一切の権利が本院にあるものとする。
- (2) 審査の結果、優先契約候補事業者として選定された場合であっても、提案に虚偽の記載又は重大な瑕疵等があった場合や、「1.4 参加要件」に抵触するに至った場合は、選定を取り消すことがある。また、契約後に仕様書に記載された内容が遵守されない場合にも、同様に決定を取り消すことがある。
- (3) 企画提案書に記載がなくても「3.1 プレゼンテーション」の中での提案者からの回答は、当該企画提案書に含むものとし回答内容に虚偽があった場合は、優先契約候補事業者としての選定を取り消すことができる。
- (4) 本業務の受託者は、豊中市病院事業会計規程に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこととする。（受託者が同規程第56条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）
- (5) 随意契約による契約を行うにあたっては、豊中市随意契約ガイドラインに基づくものとする。

第5章 その他

5.1 その他事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費は事業者の負担とする。
- (2) 提出書類一式は返却しない。なお、選定作業に必要な範囲において複製することがある。また、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開されることがある。
- (3) 提出書類に記載した担当予定者を変更する場合には、事前に本院に届け出るものとする。ただし、その場合は、従前の担当者と同等以上の技術を有すること。
- (4) 提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本院が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 本案件期間中に「1.4 参加要件」に抵触するに至った場合
 - ② 提案上限額を超える提案を行った場合
 - ③ 提出書類一式に虚偽の記載をした場合
 - ④ 本実施要領に規定した事項を遵守せずに提案を行った場合
 - ⑤ 記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていない場合

- ⑥ 一事業者で複数の提案をした場合
 - ⑦ その他実施要領の条件に一致しない企画提案の場合
 - ⑧ 法令並びに豊中市個人情報保護条例等、豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
 - ⑨ 提案に関して談合等の不正行為があった場合
 - ⑩ プレゼンテーション等に欠席した場合
 - ⑪ 選定の公平性を害する行為があった場合
- (6) 企画提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。
- (7) 期限後あるいは審査経過に関する質問等は一切受け付けない。
- (8) 本プロポーザル期間中に、本院が要請する来院（企画提案書類等の提出、プレゼンテーション等）を除き、市立豊中病院職員に対する本プロポーザルに係る接触は、一切禁止する。

5.2 遵守事項

- (1) 本院から得た資料・情報等を、他に流用・提供等することを固く禁ずる。
- (2) 提案を辞退した事業者、又は審査の結果、本院との契約に至らなかった事業者は、本院から得た資料等を速やかに確実な方法で処分すること。

5.3 データ資料

- ① 様式 1 提案参加申込書
- ② 様式 2 誓約書
- ③ 様式 3 会社概要
- ④ 様式 4 業務経歴書
- ⑤ 様式 5 業務実施体制
- ⑥ 様式 6 管理技術者及び担当技術者の業務実績
- ⑦ 様式 7 入札参加停止措置等状況調書
- ⑧ 様式 8 業務協力会社体制（役割分担）予定
- ⑨ 様式 9 質問書
- ⑩ 様式 10 辞退届
- ⑪ 様式 11-1 見積書及び様式 11-2 見積書
- ⑫ 様式 12 仕様要件回答書
- ⑬ 様式 13 機密情報に関する誓約書
- ⑭ 企画提案書